

発議案第 1 号

燕市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

燕市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年燕市条例第23号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日 提 出

議会運営委員長 渡 邊 広 宣

記

燕市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 燕市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年燕市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2条 燕市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年燕市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年6月1日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。